



# 平成29年度滝上町友好交流事業 ～旅費補助金の仮申請受付のご案内～



滝上町は友好交流町である高知県越知町での交流活動を行う町民に対し、旅費の補助を行っています。平成29年度の補助金の仮申請受付を下記のとおり行いますのでご案内いたします。補助金を受けるには仮申請が必須となりますので、ご注意ください。

## 1. 仮申請受付期間

平成29年3月15日（水）から平成29年4月21日（金）まで

## 2. 対象旅行期間

平成29年5月1日（月）から平成30年3月31日（土）まで

## 3. 補助金額

航空券代や宿泊費など、町の旅費支給に関する規定により算出された越知町までの3泊4日以内の行程に係る額の7割以内の額となります。

## 4. 補助対象要件

滝上町民を対象とし、下記の（1）と（2）の要件を満たす必要があります。

- （1）3名以上の個人、法人または団体による越知町でのイベント参加や視察、意見交換などを通じた交流活動であること。
- （2）越知町内で2日以上滞在・活動すること。

※その他、要件についてのご不明な点は、お問い合わせください。

## 5. 仮申請の方法

役場まちづくり推進課窓口より仮申請様式を受け取っていただき、目的・予定人数・予定訪問先・予定行程などの必要事項を記入し、印鑑を押印の上、航空券などの見積書がある場合はその写しを添付して役場まちづくり推進課に提出してください。

## 6. 仮申請から補助金受け取りまでの流れ

仮申請から補助金の受け取りまでの流れは下記の（1）～（5）の順になります。

- （1）受付期間が終了後、仮申請内容の審査を行い予算の範囲内で仮補助決定先を選定し、結果を申請者に通知いたします。
- （2）仮補助決定先に選定された申請者は、旅行に出発する30日前までに補助金交付の本申請をしていただきます（別途案内いたします）。
- （3）本申請後、補助金交付決定を受けてから越知町へ旅行していただきます。
- （4）越知町から帰ってきた後、お一人ずつ旅行報告書（感想文）を提出していただきます（別途案内いたします）。
- （5）旅行報告書の確認後、補助金をお支払いいたします。

【担当・問い合わせ先】

役場 まちづくり推進課 まちづくり推進係（電話 29-2111、内線 254・271）